

第16回役員選挙について

下記のとおり役員選挙が実施されます。代議員選挙の投票用紙は、登録者指定の連絡先に5月下旬に事務局から直接お送りしますので、送付される指定用紙を使って投票して下さい。登録者で投票用紙が6月初までに未着の場合は事務局までお知らせ下さい。なお理事長候補・理事候補推薦選挙の投票用紙は代議員就任の確定後7月初旬に送付されます。

日本公衆衛生学会役員選挙告示

日本公衆衛生学会
第16回選挙管理委員会

代議員選挙告示

役員選出に関する規定（日本公衆衛生雑誌第64巻第5号287ページ）にもとづき、次のとおり代議員の選挙を行います。

1. 選挙人および被選挙人

平成29年4月30日までに登録した普通会員を選挙人とします。被選挙人は、平成28年度会費納入者全員です。

2. 選挙の実施および方法

- (1) 代議員の選挙は地域別、職能別に区分して同時に行います。
- (2) 地域別は表1の都道府県の区分により、それぞれ登録した都道府県単位に選出します。
- (3) 職能別は登録された職能にもとづき、表2の職能別および職能群別区分（A～F）に集約し各区分で選出します。
- (4) 投票締切 平成29年6月16日（金）（当日消印有効）
- (5) 投票用紙送付場所
〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-29-8
公衛ビル内
日本公衆衛生学会選挙管理委員会
- (6) 開票 平成29年6月22日（木）
- (7) 開票場所 (5)と同じ
- (8) 投票
 - (イ) 投票は無記名とし、1人につき地域別1人、職能別1人の被選挙人氏名を記入します。
 - (ロ) 投票用紙は本選挙管理委員会所定のもの（選挙人連絡先宛に送付するもの）を用い、かつ同封の封筒を用いて郵送して下さい（封筒には住所氏名を記入して下さい。封筒に住所氏名のないものは無効とします）。他の用紙等による投票は無効になります。投票用紙に他事記入のあるものは無効とします。

表1 地域別代議員数

県別	立候補者数	登録者数	推定会員数	代議員数
北海道	7	47	242	5
青森県	3	16	110	3
岩手県	2	14	85	3
宮城県	7	21	194	4
秋田県	1	9	45	2
山形県	1	9	47	2
福島県	8	30	110	3
茨城県	10	55	197	4
栃木県	10	22	178	4
群馬県	2	18	155	3
埼玉県	19	78	389	6
千葉県	5	33	286	5
東京都	102	389	1,735	23
神奈川県	13	69	473	7
新潟県	3	10	132	3
富山県	1	7	88	3
石川県	3	19	89	3
福井県	0	7	43	2
山梨県	1	9	82	3
長野県	3	22	74	2
岐阜県	3	16	99	3
静岡県	4	13	150	3
愛知県	10	64	451	7
三重県	1	13	158	3
滋賀県	6	19	93	3
京都府	3	21	258	5
大阪府	36	100	732	11
兵庫県	6	44	346	6
奈良県	4	15	92	3
和歌山県	2	6	43	2
鳥取県	1	7	38	1
島根県	5	14	85	3
岡山県	5	27	180	4
広島県	2	25	159	3
山口県	1	7	79	2
徳島県	3	8	46	2
香川県	1	11	54	2
愛媛県	4	27	73	2
高知県	2	14	48	2
福岡県	6	29	335	6
佐賀県	0	4	43	2
長崎県	5	23	105	3
熊本県	1	8	95	3
大分県	4	11	62	2
宮崎県	1	5	34	1
鹿児島県	5	27	82	3
沖縄県	2	9	73	2
合計	324	1,451	8,767	179

表2 職能別および職能群別代議員数・理事数

区分	職能別（登録者数）	立候補者数	登録者数	推定会員数	代議員数	理事数
A	1 医師	66	342	1,609	22	2
	—Ⅰ 行政系（248）					
	—Ⅲ 医療系（70）					
	—Ⅳ その他（24）					
B	—Ⅱ 教育・研究系（301）	143	301	1,182	16	1
C	2 歯科医師（58）	24	121	635	9	1
	4 獣医師（13）					
	8 歯科衛生士・歯科技工士（11）					
	9 診療放射線技師・診療エックス線技師・臨床検査技師・衛生検査技師（17）					
	12 養護教諭・学校保健および体育系（22）					
D	3 薬剤師（20）	20	147	1,202	17	1
	10 管理栄養士・栄養士（81）					
	11 理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士（27）					
	16 生物・物理・化学・工学系（19）					
E	5 保健師（252）	18	290	2,543	33	3
	6 助産師（11）					
	7 看護師・准看護師（27）					
F	13 健康教育系（54）	53	250	1,596	21	2
	14 社会科学系（41）					
	15 衛生統計系（疫学も含む）（91）					
	17 その他（上記に属さない教育・研究者等）（64）					
	合計	324	1,451	8,767	118	10

(9) 地域別代議員数と職能別および職能群別代議員数は表1と表2のとおりです。

3. 当選人の決定

- (1) 地域別および職能別にその有効投票の最多数を得た者から順次当選人とします。
- (2) 地域別および職能別とも同じ投票数の者が2人以上のときは委員長が抽選で当選人を決定します。
- (3) 同一人が地域別および職能別の両方に当選した場合には得票数の多い方に決定します。
- (4) 当選人が決定したときは選挙管理委員会が当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。

理事長候補推薦選挙告示

役員選出に関する規定（日本公衆衛生雑誌第64巻第5号287ページ）にもとづき、次のとおり理事長候補の選出を行います。

1. 選挙人および被選挙人

代議員に選出された地域別、職能別の代議員名簿のすべての者を選挙人および被選挙人とします。

2. 選挙の実施および方法

- (1) 代議員の互選により選出します。

役員選出に関する規定第17条第2項により、立候補、または候補者推薦を妨げません（立候補者名、推薦者名については、届出等の必要はありません）。

- (2) 投票締切 平成29年8月1日（火）（当日消印有効）

(3) 投票用紙送付場所

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-29-8
公衛ビル内
日本公衆衛生学会選挙管理委員会

(4) 開票 平成29年 8月 8日 (火)

(5) 開票場所 (3)と同じ

(6) 投票

- (イ) 投票は単記無記名とします。
- (ロ) 投票用紙は本選挙管理委員会所定のもの(同封のもの)を用い、かつ同封の封筒を用いて郵送して下さい。他の用紙等による投票は無効とします。投票用紙に他事記入のあるものは無効とします。

3. 当選人の決定

- (1) 有効投票の最多数を得た者を当選人とします。ただし、有効投票総数の5分の1以上の得票がなければなりません。
- (2) 得票数が同じであるときは委員長が抽選で決定します。
- (3) 当選人が決定したときは選挙管理委員会が当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。

理事候補推薦選挙告示

役員選出に関する規定(日本公衆衛生雑誌第64巻第5号287ページ)にもとづき、次のとおり理事候補の選出を行います。

1. 選挙人および被選挙人

代議員に選出された代議員名簿の者を選挙人および被選挙人とします。

- (1) 地域別理事候補については地域別に選出された代議員名簿によります。
- (2) 職能別理事候補については職能別に選出された代議員名簿によります。

2. 選挙の実施および方法

- (1) 理事候補の選出は地域別および職能別によって行います。
- (2) 地域別は表3の7ブロックの区分より、そのブロックに属する地域から選出された代議員の互選により選出します。
- (3) 職能別は表2の職能別および職能群別の区分により、その区分から選出された代議員の互選により選出します。

表3 地域別区分理事数

ブロック区分	都道府県名	登録者数	推定会員数	代議員数	理事数
東北 北海道	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島	146	833	22	1
東京	東京	316	1,735	23	3
関東 甲信越	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 新潟, 山梨, 長野	389	1,966	37	3
東北 海陸	富山, 石川, 福井, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重	139	1,079	24	1
近畿	滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山	205	1,564	30	2
中国 四国	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知	140	761	21	1
九州	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄	116	829	22	1
合計		1,451	8,767	179	12

(4) 投票締切 平成29年 8月 1日 (火) (当日消印有効)

(5) 投票用紙送付場所

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-29-8
公衛ビル内
日本公衆衛生学会選挙管理委員会

(6) 開票 平成29年 8月 8日 (火)

(7) 開票場所 (5)と同じ

(8) 投票

- (イ) 投票は単記無記名とします。
- (ロ) 投票用紙は本選挙管理委員会所定のもの(同封のもの)を用い、かつ同封の封筒を用いて郵送して下さい。他の用紙等による投票は無効とします。投票用紙に他事記入のあるものは無効とします。

3. 当選人の決定

- (1) 地域別および職能別はその有効投票の最多数を得た者より順次当選人とします。
- (2) 同じ得票数の者が2人以上のときは委員長が抽選で当選人を決定します。
- (3) 当選人が決定したときは選挙管理委員会が当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。